

長浜市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則をここに公布する。

令和8年1月8日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市規則第10号

長浜市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第2項に規定する認可及び同条第7項に規定する承認について、法及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 次条の規定による申請を行おうとする者は、事前に市長と協議しなければならない。

(認可の申請)

第3条 法第34条の15第2項の規定により、乳児等通園支援事業の認可を受けようとする者は、乳児等通園支援事業認可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、市長が認める場合は、添付する書類の一部を省略することができる。

- (1) 名称、種類及び位置がわかる書類
- (2) 実施計画書
- (3) 建物、設備等の規模及び構造に関する図面
- (4) 事業の運営についての重要事項に関する規程
- (5) 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴
- (6) 収支予算書
- (7) 乳児等通園支援事業を行う者の履歴及び資産状況を明らかにする書類
- (8) 法人格を有することを証する書類（法人の事業者に限る。）
- (9) 定款、寄附行為その他の規約（法人の事業者に限る。）
- (10) 誓約書（様式第2号）
- (11) 前各号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

(意見の聴取)

第4条 市長は、乳児等通園支援事業の認可をしようとするときは、あらかじめ長浜市未来こども若者会議の意見を聴かななければならない。

(認可等の通知)

第5条 市長は、第3条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、認可するときは乳児等通園支援事業認可通知書（様式第3号）により、認可しないときは乳児等通園支援事業の認可をしない旨の通知書（様式第4号）により、それぞれ通知するものとする。

(認可内容の変更)

第6条 令第36条の36第3項の規定による届出を行う者は乳児等通園支援事業者認可変更届出書（施設名称等の変更）（様式第5号）を、同条第4項の規定による届出を行う者は乳児等通園支援事業者認可変更届出書（建物その他の設備の変更等）（様式第6号）を、それぞれ市長に提出しなければならない。

(廃止又は休止の申請)

第7条 法第34条の15第7項の規定により、乳児等通園支援事業の認可を受けた者が事業を廃止又は休止しようとするときは、乳児等通園支援事業廃止（休止）申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、地域の乳児等通園支援の実状を勘案し、承認するときは乳児等通園支援事業廃止（休止）承認通知書（様式第8号）により、承認しないときは乳児等通園支援事業廃止（休止）不承認通知書（様式第9号）により、それぞれ通知するものとする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

乳児等通園支援事業認可申請書

年 月 日

長浜市長あて

所在地 _____
申請者 氏名（又は名称） _____
代表者氏名 _____

児童福祉法第34条の15第2項の規定による認可を受けたいので、以下のとおり申請します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称			
事業所の所在地			
区分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業		
設置者・事業者の主たる 事業所の所在地	〒 -		
	電話:		
	メール:		
設置者・ 事業者の 代表者	フリガナ		職名
	氏名		生年月日 年 月 日
事業の開始予定年月日	年 月 日		

2. 添付書類

別紙「添付書類一覧」のとおり

誓約書（兼役員等名簿）

年 月 日

長浜市長あて

所在地 _____

届出者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

申請者（別紙に記載する役員等を含む。）が、児童福祉法第34条の15第3項第4号イからルまでの規定に該当しないことを誓約いたします。

（児童福祉法第34条の15第3項第4号イからルまでの規定）

- イ 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ニ 申請者が、第58条第2項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホにおいて同じ。）又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この号及び第35条第5項第4号において「役員等」という。）であつた者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。
- ホ 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下ホにおいて同じ。）の役員に占めるその役員割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの（以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもののうち、当該申請者と内閣府令で定める密接な関係を有する法人をいう。第35条第5項第4号ホにおいて同じ。）が、第58条第2項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。
- ヘ 申請者が、第58条第2項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7項の規定による

事業の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

ト 申請者が、第34条の17第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第58条第2項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として内閣府令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第7項の規定による事業の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

チ へに規定する期間内に第7項の規定による事業の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、への通知の日前60日以内に当該申請に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申請に係る法人でない事業を行う者（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

リ 申請者が、認可の申請前5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

ヌ 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへからりまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへからりまでのいずれかに該当する者であるとき。

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

長浜市長

乳児等通園支援事業認可通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業について、児童福祉法第34条の15第5項の規定により認可しましたので通知します。

記

- 1 事業の種類
- 2 乳児等通園支援事業の事業所の名称
- 3 乳児等通園支援事業の事業所の所在地
- 4 定員

様

長浜市長

乳児等通園支援事業の認可をしない旨の通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業については、下記により認可しないこととしましたので通知します。

記

1 申請内容

(1) 事業の種類

(2) 事業所の名称

2 認可しないこととした理由

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長浜市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、長浜市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において長浜市を代表する者は、長浜市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号（第6条関係）

乳児等通園支援事業者認可変更届出書（施設名称等の変更）

年 月 日

長浜市長あて

所在地 _____

届出者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

児童福祉法第34条の15第2項の規定による認可を受けた事項に変更がありましたので、児童福祉法施行規則第36条の36第3項の規定に基づき、関係書類を添えて届出します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話:
	メール:

2. 変更事項

該当するものに○をつけてください。

変更事項	
<input type="checkbox"/>	事業所の名称
<input type="checkbox"/>	事業所の種類
<input type="checkbox"/>	事業所の位置（所在地）
<input type="checkbox"/>	（法人又は団体の場合）定款、寄附行為その他の規約

3. 変更内容

変更内容	
変更年月日	年 月 日
変更前	
変更後	
変更の理由	

4. 添付書類

別紙「添付書類一覧（変更）」のとおり

様式第6号（第6条関係）

乳児等通園支援事業者認可変更届出書（建物その他の設備の変更等）

年 月 日

長浜市長あて

所在地 _____

届出者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

児童福祉法第34条の15第2項の規定による認可を受けた事項を下記のとおり変更したいので、児童福祉法施行規則第36条の36第4項の規定に基づき、関係書類を添えて届出します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話:
	メール:

2. 変更事項

該当するものに○をつけてください。

変更事項	
<input type="checkbox"/>	建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
<input type="checkbox"/>	事業の運営についての重要事項に関する規程
<input type="checkbox"/>	経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員

3. 変更内容

変更内容	
変更年月日	年 月 日
変更前	
変更後	
変更の理由	

4. 添付書類

別紙「添付書類一覧（変更）」のとおり

様式第7号（第7条関係）

乳児等通園支援事業認可廃止又は休止申請書

年 月 日

長浜市長あて

所在地 _____

申請及び届出者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

児童福祉法第34条の15第7項の規定による認可の廃止又は休止をしたいので、以下のとおり申請します。

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話: _____ メール: _____
廃止又は休止及び廃止の理由	
現に乳児等通園支援を受けている児童に対する措置	
廃止又は休止する予定年月日	年 月 日
（廃止の場合） 財産処分	

様

長浜市長

乳児等通園支援事業廃止（休止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の廃止（休止）について、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

- 1 乳児等通園支援事業の事業所の名称
- 2 乳児等通園支援事業の事業所の所在地
- 3 廃止日又は休止日
年 月 日

様

長浜市長

乳児等通園支援事業廃止（休止）不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の廃止（休止）について、下記のとおり不承認としましたので通知します。

記

- 1 乳児等通園支援事業の事業所の名称
- 2 乳児等通園支援事業の事業所の所在地
- 3 不承認とした理由

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長浜市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、長浜市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において長浜市を代表する者は、長浜市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。